

国保組合だより

法人事業所又は5人以上の個人事業所(以下「法人事業所等」といいます。)は、その代表者及び従業員について、健康保険(いわゆる社会保険)と厚生年金の強制適用を受けます。ただし、年金事務所の承認を受けて健康保険の適用を外して

もらい、厚生年金に加入すれば、建設国保の

法人事業所等の代表者又は従業員が、この

法人代表者の方へ

被保険者として残ることができません。これを「健康保険適用除外承認」といいます(厚生年金に適用除外は、ありません)。

事業所調査にご協力を

調査用紙

提出期限は11月20日

手続きをせずに建設国保の被保険者であることは、違法な状態となります。

手続をせずに建設国保の被保険者であることは、違法な状態となります。

このため、厚生労働省及び香川県は、「国保組合は、定期的に事業所調査を実施し、違法な状態を見つけた場合、建設国保ではこれを受けて、毎年、健康保

除名等の厳しい処分を行う必要がある」として、事業所調査を実施しています。本年についても11月4日付けで法人代

表者の方に事業所調査用紙を送付させていただきますので、必ず提出していただきますようお願いいたします。【提出期限11月20日】

療費については、国からの補助金が健康保険並みの低い補助率で計算されます。建設国保では、該当する方の保険証番号の末尾に「1」を付し、その医療費データを区分することで、適正な補助金申請に努めているところです。法人解散又は退職等により健康保険適用除外承認を解除(厚生年金の資格を喪失)したにもかかわらず建設国

保へ届出いただけない場合、本来は補助率が高いはずの被保険者の医療費に対して、低い補助率で補助金を申請してしまうことになります。

法人を解散した場合又は退職等により法人事業所等の従業員でなくなった場合は、速やかに届出をしてください。